平成２６年（フ）第８６１号
広島市安芸区中野東３丁目25番66―201号　Ａ
債務者　山田　勇二
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６２号
広島市安芸区中野東３丁目25番66―201号　Ａ
債務者　山田　典子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１３号
広島市中区南竹屋町８番６―204号
債務者　小笠原正武
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県八女郡広川町大字新代1421番地31　プラドール長渕Ａ棟203号
債務者　石垣　長信
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第５２号
福岡県八女市星野村12000番地１
債務者　江良　俊之
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第６９号
熊本県荒尾市増永206番地
債務者　古川　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで　熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第１１０号
北海道余市郡仁木町大江２丁目345番地、前住所北海道余市郡仁木町銀山３丁目198番地
債務者　佐藤　譲治
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１１２号
北海道小樽市奥沢１丁目20番11号　レオパレススターライツ205号室、前住所北海道小樽市塩谷４丁目88番地45
債務者　藤野　　諭（旧姓川尻）
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第３２２号
金沢市増泉４丁目４番25号　エクセル増泉205号
債務者　蟹澤ひふみ
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３２４号
金沢市小立野３丁目７番15号　ミナミハイツ206号、従前の住所東京都立川市富士見町５丁目17番23号、従前々の住所神奈川県相模原市南区鵜野森３丁目41番５号、従前々々の住所東京都立川市柴崎町２丁目21番17号
債務者　井口　貴史
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３４２号
金沢市末町12の37番地１　アイビーオーク307号
債務者　新田　英生
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第２３９号
長野県東筑摩郡山形村2881番地４
債務者　野首　利恵（旧姓塩原）
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第８３号
岐阜県美濃加茂市清水町１丁目９番44号　フォレストリバーＡ―106、前住所岐阜県関市広見北町11番７号
債務者　牧　瀬理菜
1　決定年月日時　平成26年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２２８号
静岡県富士市富士見台２丁目５番地　市営住宅富士見台団地13―501号
債務者　佐藤　幸枝
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３７８号
愛知県小牧市下小針天神３丁目308番地１　ブレス長谷川201号
債務者　丹沢　啓二
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７４号
名古屋市緑区大高町字西大高畑51番地　グリーンハイム505号
債務者　藤岡　義利
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部